

令和6年能登半島地震により被災された皆様へ
糸魚川市被災住宅等復旧支援事業補助金

糸魚川市産業部商工観光課、都市政策課

趣旨	令和6年能登半島地震により被災された方の生活再建を支援するため、市内で住宅の建替や改修等を行うための資金の借入に対する利子の一部を補助金として交付します。
対象者	次の項目のすべてに該当する方 ①市から、令和6年能登半島地震に係る罹災証明を受けた方または応急危険度調査で危険（赤）もしくは要注意（黄）の判定を受けた方（被災時に同一世帯の方を含む） ②市内に住所を有する方 ③令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、住宅再建資金の融資（住宅金融支援機構にあっては災害復興住宅融資）を受けた方 ④市税を滞納していない方
対象金融機関	市内に店舗を有する金融機関または住宅金融支援機構
補助金の概要	(1)対象借入限度額 ア 住宅の建設・購入 1件あたり 1,500万円まで イ 住宅の補修 1件あたり 750万円まで （敷地の修繕費用を含む） (2)補助金額 利率の1%までを上限として、金融機関等に支払う利子相当額 (3)補助期間 融資を受けてから5年以内 (4)補助方法 5年分の利子を一括交付 (5)申請期間 令和6年3月18日から令和6年12月31日まで ※詳細は市ホームページをご確認ください。
申込・問合せ先	糸魚川市産業部商工観光課企業支援係 TEL：025-552-1511（内線2314） E-mail：kigyo@city.itoigawa.lg.jp

※次ページに補助金の計算方法を記載

補助金の計算方法

融資を受けた際の利子区分に応じて次のとおり計算します。

(1) 利率が1.0%以内の場合

金融機関等に支払う補助期間分の利子総額（1か月目から60か月目までの合計）

(2) 利率が1.0%を超える場合

金融機関等に支払う補助期間分の利子総額に、利率に100を乗じて得た数を除して得た額

※借入額が対象借入限度額を超えるときは対象借入限度額により算定します。

※利子の計算で円未満の端数が出た場合は切り捨てます。

●計算例 住宅の新築（建設・購入）、元利均等毎月返済、返済期間30年

①Aパターン：利率、借入額ともに上限以下の場合

例：利率が1.0%で借入額が1,000万円の場合

申請額＝補助期間分の利子総額　＝464,243円

②Bパターン：利率が上限以下、借入額が上限を超える場合

例：利率が1.0%で借入額が3,000万円の場合

申請額＝補助期間分の利子総額×（限度額÷借入額）

＝1,392,797円×（1,500万円÷3,000万円）　＝696,398円

③Cパターン：利率が上限を超えて、借入額が上限以下の場合

例：利率が1.5%で借入額が1,000万円の場合

申請額＝補助期間分の利子総額÷利率

＝700,070円÷1.5　＝466,713円

④Dパターン：利率、借入額ともに上限を超えている場合

例：利率が1.5%で借入額が3,000万円の場合

申請額＝（補助期間分の利子総額÷利率）×（限度額÷借入額）

＝（2,100,267円÷1.5）×（1,500万円÷3,000万円）

＝700,089円

●補助金の目安（参考例）

Cパターン　借入額1,500万円、利率1.5%、返済期間15年＝補助金637,599円

Cパターン　借入額750万円、利率1.5%、返済期間10年＝補助金287,370円